**鳥獣保護管理プランナー募集要項**

**（令和４年度）**

令和４年９月

環境省

【令和４年鳥獣保護管理プランナー募集要項目次】

[〔 １ 〕鳥獣保護管理に係る人材登録事業の概要 1](#_Toc104978380)

[〔 ２ 〕申請から登録までの流れ 2](#_Toc104978381)

[〔 ３ 〕申請の際の注意 3](#_Toc104978382)

[〔 ４ 〕応募方法 4](#_Toc104978383)

[〔 ５ 〕登録要件 5](#_Toc104978384)

[〔 ６ 〕対象鳥獣 6](#_Toc104978385)

[〔 ７ 〕審査方法 6](#_Toc104978386)

[〔 ８ 〕課題小論文 7](#_Toc104978387)

[〔 ９ 〕注意事項 7](#_Toc104978388)

[〔 10 〕個人情報の取扱いについて 8](#_Toc104978389)

[〔 11 〕登録期間及び更新 9](#_Toc104978390)

[〔 12 〕問い合わせ先 9](#_Toc104978391)

◎鳥獣保護管理プランナー登録申請書様式集--------------------------10～15

◎鳥獣保護管理プランナー登録申請書の記入要領----------------------16～21

◎知見審査（小論文）の書き方ポイント----------------------------------22

◎提出書類チェックシート------------------------------------------23～24

※提出書類に不備や不足がある場合は無効となることがあります。郵送する前に必ずP24のチェックシートを利用してご確認下さい。

〔 １ 〕鳥獣保護管理に係る人材登録事業の概要

**◎鳥獣保護管理に係る人材登録事業とは**

近年、イノシシやニホンジカなど特定の鳥獣や外来生物の個体数の増加や生息域拡大等により、生態系や農林水産業等への被害が深刻化し、集落への出没や人家侵入などの生活環境被害や人身被害が発生しています。

このため、全国的、広域的、地域的それぞれの視点から関係者間の合意形成を図りながら、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等(以下「特定計画等」という)、科学的な知見に基づいた計画的な管理を推進する必要があります。

そこで、環境省（以下「当省」という）では鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程に基づき、専門的な知識や経験を有する技術者を鳥獣保護管理の専門家等として登録し、鳥獣保護管理に関する事業を実施しようとする地方公共団体や農業団体等の要請に応じて、登録者についての情報を紹介する取組を実施しています。

**◎登録の対象者と登録者の情報提供**

鳥獣保護管理に係る人材登録は、地方公共団体が策定する特定計画等の策定及び実施に係る助言を行う「鳥獣保護管理プランナー」、鳥獣保護管理の現場において適切な捕獲方法の指導や集落等への鳥獣の出没対策や被害防止対策等の助言や指導を行う「鳥獣保護管理捕獲コーディネーター」、そして特定計画等に必要な生息状況等の調査を行いその取りまとめを行う「鳥獣保護管理調査コーディネーター」の３つの専門分野に区分されています。

鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター及び鳥獣保護管理調査コーディネーターとして登録されると氏名、連絡先の名称及び役職、専門分野、専門とする鳥獣、主な活動地域、鳥獣保護管理活動の経歴等の情報が、ホームページ等により公表されます。また、登録者の連絡先等の情報は環境省自然環境局に備えるデータベースに記載され、鳥獣保護管理に関する事業等を行おうとする地方公共団体などの要請に応じて、情報を提供します。

**◎鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター及び鳥獣保護管理調査コーディネーターに期待される役割**

各分野の登録者には、鳥獣保護管理を実施しようとする地方公共団体や農業団体等に対して、鳥獣保護管理に関する取組等について専門的な知識や経験に基づく助言等を行うことが期待されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 鳥獣保護管理プランナー | 鳥獣保護管理に関する計画の策定や策定のための助言を行う。 |
| 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター | 鳥獣保護管理の現場において、効率的な捕獲技術や被害防除の指導を行う。 |
| 鳥獣保護管理調査コーディネーター | 鳥獣保護管理に関する計画を策定するための調査や計画実施後のモニタリングを行う。 |

登録者の専門分野とその役割

※この事業は、鳥獣保護管理に係る登録者に関する情報を提供するものであって、登録によって公的な資格や権利が付与されるものではありません。また、登録された方について活動の場を保証する制度ではありません。

**◎民間資格等との連携**

　本事業では、専門家の活用をさらに促進させる観点から既存の民間資格・認証制度との連携を進めています。相応の知見が担保されている申請者については、知見（小論文）審査を免除する場合があります。

〔 ２ 〕申請から登録までの流れ

鳥獣保護管理に係る人材登録への申請者は、申請期間中に、必要事項を記載した所定の申請書（実績審査）及び各分野で指定されたテーマに沿った小論文（知見審査）の提出が必要です（知見審査が免除になる場合があります※）。

提出された申請書及び小論文は審査会によって書面審査を受け、鳥獣保護管理に係る実績と知見を有する者として所定の要件を満たした場合、環境省自然環境局に備えるデータベースに登録され、「鳥獣保護管理に係る人材登録事業登録証」が交付されます。

令和４年９月５日（月）

～令和４年11月４日（金）

申請書に記載された実績及び

指定されたテーマに沿った小論文による審査

令和５年２月～３月頃予定

令和５年４月～　ホームページに掲載

申　請

書面審査

審査結果通知

登　録

※知見（小論文）審査の免除

一般社団法人鳥獣管理技術協会及び一般社団法人エゾシカ協会が認定した以下の資格保有者は、知見審査（小論文）は免除となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連携する民間資格等 | 取得内容 | 知見審査免除の専門分野 |
| 鳥獣管理士 | 1級準1級 | 鳥獣保護管理プランナー鳥獣保護管理捕獲コーディネーター鳥獣保護管理調査コーディネーター |
| シカ捕獲認証 | DCC1 | 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター鳥獣保護管理調査コーディネーター |

〔 ３ 〕申請の際の注意

鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター、鳥獣保護管理調査コーディネーター全てにおいて、以下に該当する者は、登録申請ができません。

１　未成年者

２　成年被後見人又は被保佐人

３　鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程第十三条の規定により登録を取り消され、その日から三年を経過していない者

４　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

〔 ４ 〕応募方法

**◎ 手数料**

**申請に係る手数料は無料です。**

**◎ 提出書類**

①申請書（Ｐ１１～Ｐ１２参照）

②申請書添付資料（別紙１－１）（Ｐ１３～Ｐ１４参照）

③申請書別紙１－１に関する証明書類のコピー

④課題小論文 （Ｐ１５参照）もしくは連携する民間資格等の登録証明書または認定証のコピー

⑤審査結果通知用封筒（長形３号封筒）に申請者の連絡先、氏名を記入し、84円切手を貼付して下さい。）

提出書類は、①～④×４部 （Ｐ２４参照）

【原本１部＋副本(原本をコピーしたもの)３部＝計４部】

⑤審査結果通知用封筒　１通（切手を貼付のこと）

※申請書類に不備や不足がある場合は無効となることがあります。この募集要項の最終ページにある提出書類チェックシート（Ｐ２４参照）を利用して必ず提出書類をご確認下さい。特にコピー部数の不足が多く見られますので注意して下さい。

※複数の専門分野を申請する場合は、専門分野ごとに上記書類をそろえて提出して下さい。

※原本は片面コピーで作成してください。

※副本のうち、提出書類①～③は両面コピー可ですが、提出書類④（小論文）は片面コピーで作成してください。

※パソコン又はワープロで作成することが望ましいですが、手書きでも可です。手書きの場合はこの募集要項をコピーし、青又は黒ボールペンを使用して作成して下さい。

※ホッチキス・感熱紙は使用しないでください。

※提出書類は一切返却いたしません。

**◎ 申請書の入手方法**

下記ホームページから募集要項をダウンロードして下さい。用紙の大きさは必ずＡ４サイズとして下さい。

[**https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html**](http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html)

**◎ 受付期間**

令和４年９月５日(月)～11月４日(金)（締切日の消印まで有効）

**◎ 送付先**

受付は**郵送のみ**で行います。**簡易書留郵便**により、下記宛お送り下さい。

|  |
| --- |
| 〒130－8606　東京都墨田区江東橋３－３－７**一般財団法人　自然環境研究センター内****鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局** |

※ 郵送する封筒には、必ず｢鳥獣保護管理人材登録事業登録申請書在中｣と記入して下さい｡

〔 ５ 〕登録要件

**◎****鳥獣保護管理プランナーの登録要件**

①鳥獣保護管理の専門的な知見に係る要件

提出された課題小論文その他の添付資料について、鳥獣保護管理に関する計画（素案や骨子等の方向性をとりまとめたものを含む。また、改定の場合等を含む。）等の作成・検討や見直し等に関する十分な知見が認められること。

②鳥獣保護管理の実績に係る要件

次のア）又はイ）のいずれかについて、鳥獣保護管理に関する計画（素案や骨子等の方向性をとりまとめたものを含む。また、改定の場合等を含む。）等の作成・検討や見直し等に関する経験年数の合計が、**令和４年３月３１日の時点で５か年度以上**あると認められること。

ア）行政職員として、鳥獣行政、野生生物行政、第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定等に携わった経験を有する。

イ）民間団体、大学の職員等として、鳥獣保護管理、野生生物保護管理、第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定等に関する業務を担当した経験を有する。

※行政機関の鳥獣保護管理に関する検討委員、審議会等の委嘱を受けたなど。

※実務経験年数は、通算年数で計上しますが、下記表の通り、同一期間内に複数の業務を実施していた場合、重複している期間は個別に計上せず、一つの期間としてカウントします。講師等の短期間の実績も、年度中 1 回の実績がある場合は実績年数としてカウントされます。

〔 ６ 〕対象鳥獣

審査対象鳥獣は、イノシシ・ニホンジカ・クマ類・カモシカ・ニホンザル・カワウ・外来鳥獣です。登録にはこれらの鳥獣で**計５か年度以上**の実績が必要です。審査対象鳥獣以外には、ホームページに掲載される登録簿のその他の欄に「管理」が必要とされる鳥獣（タヌキ・アナグマ・カラス等）を追記することができます。ただし、その他に記載する鳥獣においても**１か年度以上**の実績が必要であり、かつ登録時の経験年数には含まれません。

※外来鳥獣の定義は「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づきます。

※鳥獣は哺乳類及び鳥類に限ります。

〔 ７ 〕審査方法

審査会によって書面審査を実施します。提出された申請書及びテーマに沿った小論文、または連携する民間資格等の登録証明書類もしくは認定証のコピーから所定の要件を満たし、鳥獣保護管理に係る実績と知見を有していると認められるか審査します。

申請書のご記入の際には記入要領（Ｐ１６以降）を参考にし、記載内容に不備や不足がないようご注意ください。

〔 ８ 〕課題小論文

＜ 論 文 テーマ ＞ 鳥獣保護管理プランナー専用

あなたがこれまでに携わった、鳥獣保護管理に関する計画などの策定や見直しに関しての事例について述べて下さい。その際、個体群管理や被害防除、生息地管理等に関して、どのような考え方を重視したか、どのような課題があり、どう対処したか、などについて具体的に記述して下さい。

☞ 論文の事例は、様式１－１で選択した対象鳥獣について記述して下さい。

☞ 論文は**１，５００字以上２，０００字以内**にまとめて下さい｡句読点は字数にカウントします。図やグラフは字数に含めず、別添扱いとし、論文の最後に添付して下さい。論文のタイトルは形式自由、字数としてカウントしません。

☞ 冒頭に総字数、専門分野、論文タイトルを記入して下さい。

☞ パソコン又はワープロを使用する場合は、できるだけ１ページにつき「１行３０字、４０行（１ページ１，２００字）」とし、Ａ４サイズ縦判用紙に横書きで作成して下さい。

☞ 手書きの場合は募集要項をコピーして作成して下さい。

☞ 複数の専門分野を申請する場合は、該当する専門分野それぞれについて課題小論文を提出して下さい。

☞ 小論文の書き方ポイントについてはＰ２２参照。

〔 ９ 〕注意事項

☞ 鳥獣保護管理に係る人材登録事業は、法律に基づく国家資格制度ではありません。

☞ 登録者について活動の場を保証する事業ではありません。

☞ 登録者として鳥獣保護管理活動を行う場合、謝金等の必要経費は登録者に助言等を依頼する者の負担です。必要経費等の諸条件は、両者間で直接調整して下さい。

☞ 登録後に申請書及び証明書等の提出書類に虚偽の記載が認められた場合には、登録を取り消すことがあります。

☞ 受理した申請書等の書類は、理由の如何を問わず一切返却いたしません。

☞ 申請後、氏名、住所、勤務先、電話番号に変更が生じた場合は、申請書を変更内容がわかるように修正の上、「（４）応募方法◇送付先」に簡易書留郵便によりお送り下さい。（普通郵便やＦＡＸは不可）

☞ 申請書等に不備や不足がある場合は無効となることがあります。この募集要項の最終ページにある提出書類チェックシートを利用して必ず提出書類をご確認下さい。

〔 10 〕個人情報の取扱いについて

当省では、申請者から提供される個人情報について、下記のとおり取扱います。

**１．個人情報の利用目的等**

申請書類に記載された情報は、審査等に係る連絡及び登録者に助言等を依頼しようとする者（以下「利用者」という）に所定の情報を提供するために利用します。

環境省自然環境局に備えるデータベースには、登録者に係る氏名、生年月日、連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス等）、所属先（住所、電話番号、電子メールアドレス等）、現住所（住所、電話番号、電子メールアドレス等）、専門分野、専門とする鳥獣、主な活動地域、鳥獣保護管理の活動経歴等の情報が記載されます。

データベースに記載された登録者の情報のうち、登録者に係る氏名、連絡先の名称と役職、専門分野、専門とする鳥獣、主な活動地域、鳥獣保護管理の活動経歴等の情報については、ホームページ等により公表いたします（実際にどのような情報が公表されているかは、以下のホームページでご確認下さい）。

※「鳥獣保護管理に係る人材登録事業」鳥獣プロデータバンク登録者一覧

https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1-1/index.html

また、登録者の連絡先については、利用者が利用申請書を鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局へ提出した場合に、当該利用者に限り情報を提供します。

**２．利用及び提供の制限**

当省は、個人情報を利用目的以外に利用しません。また、法令に基づく場合その他特別の理由のあるときを除き、第三者に提供しません。

**３．安全確保の措置**

当省では、収集した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。審査の結果、鳥獣保護管理に係る人材登録事業に登録された場合の個人情報は適切に管理します。登録要件を満たさない方の個人情報は、登録の対象とならなかった旨を通知後に廃棄・削除します。また、申請書類一式は返却しませんので予めご了承下さい。

**４．業務委託**

当省では、収集した情報について、その利用目的の達成のため、取扱いを委託する場合があります。その際は、個人情報を適正に取扱っていると認められるものを選定し、契約等により個人情報保護に必要な事項を義務づけ、適切な監督を行います。

**５．個人情報の開示、訂正及び利用停止**

収集した個人情報について、申請者本人より開示、訂正及び利用停止の請求があった場合、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）の規定に基づき対応します。

〔 11 〕登録期間及び更新

登録の有効期間は３年間です。必要に応じて活動実績等の報告書の提出を求めることがあります。登録の有効期間内に更新申請書を提出することで登録を更新できます。

〔 12 〕問い合わせ先

◎ 鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局

〒130－8606　東京都墨田区江東橋３－３－７

一般財団法人　自然環境研究センター内

ＴＥＬ： ０３（６６５９）６３３９

Ｅ-Mail：chojujinzai@jwrc.or.jp

◎ 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関１－２－２

ＴＥＬ： ０３（５５２１）８２８５

※審査結果に関する問い合わせには、一切応じられませんのでご了承下さい。

鳥獣保護管理プランナー

登録申請書様式集

様式第1-1号（第４条第1項関係）

＊

写真

1.縦36～40mm

2.横24～30mm

3.本人単身胸から上

鳥獣保護管理に係る人材登録事業

鳥獣保護管理プランナー登録申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）※氏　　名 |  |
| 生年月日 | 昭和・平成　　　　年　　　　月　　　　日生（　　　　歳） |
| 現　住　所 | 　〒電話番号　　　　　　　 （　　　　　）　　　　　　　携帯電話　　　　　　　 （　　　　　）e-mail： |
| 所　属　先 | 所属先名役職名　〒　電話番号：　　　　　　 （　　　　　）　 　　　　　　　e-mail： |
| ※連　絡　先 | 連絡先名　役職名〒　電話番号：　　　　　　 （　　　　　）　 　　　　　　　e-mail： |
| ※対象鳥獣 | □ イノシシ　　　　　□ ニホンジカ　　　　　□ ツキノワグマ　　　　　□ ヒグマ□ カモシカ　　　 □ ニホンザル　　　　 □ カワウ　□ 外来種（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　）□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　） |
| ※活動地域 | □ 北海道 □ 東北　　　　　□ 関東　　　　　□ 北陸　　　　　□ 中部　　□ 近畿　　　□ 中国　　　　　□ 四国　　　　　□ 九州　　　　　□ 沖縄 |

|  |
| --- |
| **認定鳥獣捕獲等事業者**、**農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー**について |
| □ 認定鳥獣捕獲等事業者（□ 事業管理責任者　□ 捕獲従事者）□ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農林水産省） |
| **鳥獣管理士**について　証明書類を添付すること |
| □ 鳥獣管理士 1級　□ 鳥獣管理士 準1級　 |
| 鳥獣保護管理法の違反歴の有無について□　過去に、鳥獣保護管理法に違反したことはない。 |
| ※鳥獣保護管理活動の経歴（１５０字程度） |
|  |
| 　　上記により、鳥獣保護管理に係る人材登録事業の鳥獣保護管理プランナーとして登録を受けたいので、鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程第４条第１項の規定に基づき申請します。　鳥獣保護管理に係る人材登録事業に登録された場合は、記載した項目（氏名、連絡先の名称、役職、対象鳥獣、専門とする鳥獣（対象鳥獣）、主な活動地域、鳥獣保護管理活動の経歴等の情報）について、環境省のホームページ等において公表することを承諾します。　　　　　　　　　　　　　 　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名 　　　　　　　　　　　 　 印　　環境省自然環境局長　　殿 |

記入上の注意 「氏名」等、※がついている項目は登録された場合にホームページ等で公表されるため、公表して差し支えない情報を記載すること。

「対象鳥獣」欄には、別紙１－１の実績で記載されている種類について記載すること。

「活動地域」欄には、活動が可能な地域を記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（別紙１－１）鳥獣保護管理に関する計画の策定や見直し等に関わる実績

＊

（１）鳥獣保護管理に関する計画の策定等に関する活動の実績

行政機関等が実施する鳥獣保護管理に関連する検討会等について、当てはまるものにチェックを付ける。

|  |
| --- |
| * 都道府県の特定計画等に関する検討委員等の委嘱を受けた実績がある。
* 行政機関等の鳥獣保護管理（特定計画等以外）に関する検討委員等、審議会等の委嘱を受けた実績がある。鳥獣保護管理に関する計画（素案や骨子等の方向性をとりまとめたものを含む。以下同じ。）等の作成・検討・改定等の事業や業務を担当した実績がある。

※チェックした項目について、（２）に詳細を記載するとともに委嘱された場合は検討委員等の委嘱状等の委嘱内容がわかる資料を添付すること。また、鳥獣保護管理に関する計画等の作成・検討・改定等の事業や業務を担当した実績がある場合にはその内容を明記すること。 |

（２）鳥獣保護管理に関する計画の策定等に関わった活動の詳細

令和４年３月３１日までに、行政又は研究機関、民間団体の職員等として鳥獣保護管理に関する計画等の作成・検討・改定等の事業や業務に関わった活動の詳細について、事業内容及び成果、事業における自らの役割について具体的に記述すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 実績の詳細 | ＊ |
| 事業名 |  |  |
| 事業主体名 |  |  |
| 実施期間 | 　　年　　月　～　　　　　年　　月（　 　か年度） |  |
| 実施地域 |  |  |
| 対象鳥獣 |  |  |
| 実施時の所属・役職 |  |  |
|  |  |
| 備考 | ・当該様式は、適宜コピーして追加してよい。・事業の対象となった鳥獣の種類を明記すること。・検討委員等に委嘱された場合は、委嘱状のコピーを添付すること。 |

（別紙１－１続き）

　No

|  |  |
| --- | --- |
| 実績の詳細 | ＊ |
| 事業名 |  |  |
| 事業主体名 |  |  |
| 実施期間 | 　　年　　月　～　　　　　年　　月（　 　か年度） |  |
| 実施地域 |  |  |
| 対象鳥獣 |  |  |
| 実施時の所属・役職 |  |  |
|  |  |
| 事業名 |  |  |
| 事業主体名 |  |  |
| 実施期間 | 　　年　　月　～　　　　　年　　月（　 　か年度） |  |
| 実施地域 |  |  |
| 対象鳥獣 |  |  |
| 実施時の所属・役職 |  |  |
|  |  |
| 備考 | ・当該様式は、適宜コピーして追加してよい。・事業の対象となった鳥獣の種類を明記すること。・検討委員等に委嘱された場合は、委嘱状のコピーを添付すること。 |

課題小論文用原稿用紙（手書用）

＊

募集要項にある専門分野ごとのテーマに沿って、1,500字以上2,000字以内で記述して下さい。

総字数　　　　字　　 専門分野

論文タイトル

　（２０×２０）

鳥獣保護管理プランナー

登録申請書の記入要領

様式第1-1号（第４条第1項関係）

＊

事務局記入欄。

記入しないで下さい。

写真

1.縦36～40mm

2.横24～30mm

3.本人単身胸から上

鳥獣保護管理に係る人材登録事業

鳥獣保護管理プランナー登録申請書

３か月以内に撮影した写真を貼ってください。写真の裏に必ず氏名を記入して下さい。

必ずふりがなを付して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）※氏　　名 | 　　　　　　ちょうじゅう　　たろう　　　　　　鳥獣　　　太郎 |
| 生年月日 | 昭和・平成　　４０年　　１２月　　　２日生（　　５６歳） |
| 現　住　所 | 　〒０００－００００　　○○県○○市○○区○○○丁目○号○番電話番号　　 ○○○　（○○○）　○○○○　　　　　　携帯電話　　 ○○○　（○○○）　○○○○　　　　e-mail：　　 ○○○○＠○○○○○○○ |
| 所　属　先 | 所属先名　株式会社○○○センター　○○研究部「所属先」には、所属先名、所属部署、所属先住所、電話番号、を必ず記入して下さい。役職名　　主任研究員　〒０００－００００　　○○県○○区○○○丁目○号○番電話番号：　　○○○　（○○○）　○○○○　 　　　　　　　e-mail：　　 ○○○○＠○○○○○○○ |
| ※連　絡　先 | 連絡先名　株式会社○○○センター　○○研究部役職名　主任研究員　〒０００－００００　　○○県○○区○○○丁目○号○番電話番号：　　○○○　（○○○）　○○○○　　 　　　　　　　e-mail：　　 ○○○○＠○○○○○○○ |
| ※対象鳥獣 | ☑ イノシシ　　☑ ニホンジカ　　□ ツキノワグマ　　□ ヒグマ都道府県等利用者から利用申込があった場合、その利用者に「連絡先」の情報を提供します。公表しても差し支えのない情報を記入して下さい。※ホームページで公表されるのは、連絡先名・役職名のみです。□カモシカ　　□ ニホンザル　　□ カワウ　□ 外来種（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　）☑ その他（　タヌキ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　） |
| ※活動地域 | □ 北海道　　☑ 東北　　☑ 関東　　□ 北陸　　□ 中部　　□ 近畿**別紙１－１（２）に記入した活動の対象鳥獣のみを申請することができます。審査の結果、実績が確認できないとされた鳥獣は登録対象となりません。**□ 中国　　□ 四国　　□ 九州　　□ 沖縄 |

|  |
| --- |
| **認定鳥獣捕獲等事業者**、**農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー**について |
| □ 認定鳥獣捕獲等事業者（□ 事業管理責任者　□ 捕獲従事者）☑ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農林水産省） |
| **鳥獣管理士**について　証明書類を添付すること |
| 鳥獣管理士 1級　□ 鳥獣管理士 準1級　 |
| 鳥獣保護管理法の違反歴の有無について□　過去に、鳥獣保護管理法に違反したことはない。 |
| ※鳥獣保護管理活動の経歴（１５０字程度） |
| これまで行ってきた鳥獣保護管理に関する主な経歴等を１５０字程度に要約して記載して下さい。ここに記載された事項は、登録された場合に公表の対象となりますので、公表しても差し支えのない事項について記載して下さい。（１）実績に関する事項については、鳥獣保護管理プランナー申請書添付資料（別紙１－１）に記載の上、必ず申請書に添付して下さい。 |
| 　　上記により、鳥獣保護管理に係る人材登録事業の鳥獣保護管理プランナーとして登録を受けたいので、鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程第４条第１項の規定に基づき申請します。　鳥獣保護管理に係る人材登録事業に登録された場合は、記載した項目（氏名、連絡先の名称、役職、対象鳥獣、専門とする鳥獣（対象鳥獣）、主な活動地域、鳥獣保護管理活動の経歴等の情報）について、環境省のホームページ等において公表することを承諾します。 　　　　　　　　　　　　　 　　　令和●年　●●月　●●日　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名 　　　鳥獣　　太郎　　　　　 印　　環境省自然環境局長　　殿必ず自署又は記名押印して下さい。 |

　取得しているものに、☑を付けてください。

鳥獣管理士を習得している方は証明書のコピーを提出してください。

記入上の注意 「連絡先」等、※がついている項目は登録された場合にホームページ等で公表されるため、公表可能なものを記載すること。

「対象鳥獣」欄には、別紙１－１の実績で記載されている種類について申請すること。「活動地域」欄には、活動が可能な地域を記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（別紙１－１）鳥獣保護管理に関する計画の策定や見直し等に関わる実績

実績のある項目に、☑を付けてください。

（１）鳥獣保護管理に関する計画の策定等に関する活動の実績

行政機関等が実施する鳥獣保護管理に関連する検討会等について、当てはまるものにチェックを付ける。

|  |
| --- |
| * 都道府県の特定計画等に関する検討委員等の委嘱を受けた実績がある。
* 行政機関等の鳥獣保護管理（特定計画等以外）に関する検討委員等、審議会等の委嘱を受けた実績がある。鳥獣保護管理に関する計画（素案や骨子等の方向性をとりまとめたものを含む。以下同じ。）等の作成・検討・改定等の事業や業務を担当した実績がある。

※チェックした項目について、（２）に詳細を記載するとともに委嘱された場合は検討委員等の委嘱状等の委嘱内容がわかる資料を添付すること。また、鳥獣保護管理に関する計画等の作成・検討・改定等の事業や業務を担当した実績がある場合にはその内容を明記すること。 |

（２）鳥獣保護管理に関する計画の策定等に関わった活動の詳細

令和４年３月３１日までに、行政又は研究機関、民間団体の職員等として鳥獣保護管理に関する計画（素案や骨子等の方向性をとりまとめたものを含む。また、改訂の場合等を含む。）等の作成・検討や見直し等の事業や業務に関わった活動の詳細について、事業内容及び成果、事業における自らの役割について具体的に記述すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 実績の詳細 | ＊ |
| 事業名 |  |  |
| 事業主体名 |  |  |
| 実施期間 | 　　年　　月　～　　　　　　　年　　月（　 　か年度） |  |
| 実施地域 |  |  |
| 対象鳥獣 | Ｐ５の登録要件を満たすことがわかるように、必要な年数分（合計５か年度以上）の実績を記載して下さい。 |  |
| 実施時の所属・役職 |  |  |
| Ｐ１１の「申請書」にある「対象鳥獣」に☑をした鳥獣について、実績の詳細を記述して下さい。 |  |
| 備考 | ・当該様式は、適宜コピーして追加してよい。・事業の対象となった鳥獣の種類を明記すること。・検討委員等に委嘱された場合は、委嘱状のコピーを添付すること。 |

（別紙１－１続き）

当該様式をコピーして、複数枚提出する場合は、必ずNoを記入して下さい。

No

|  |  |
| --- | --- |
| 実績の詳細 | ＊ |
| 事業名 |  |  |
| 事業主体名 |  |  |
| 実施期間 | 　　年　　月　～　　　　　　年　　月（　 　か年度） |  |
| 実施地域 |  |  |
| 対象鳥獣 |  |  |
| 実施時の所属・役職 |  |  |
| ここの欄には、業務をおこなった【自身の立場】、【業務への関わり方】を明確にして記述して下さい。例えば、「特定計画を策定する業務を担当した」という場合は、「○○県の●●の特定計画を策定する業務において、●●の専門家として検討委員会に参加し【自身の立場】、調査結果等から鳥獣保護管理実行にあたっての方針、考え方について助言を行った。計画を遂行する中で、現在もモニタリング調査等の結果から、現時点の施策方針への助言と次期計画に盛り込むべき課題等の検討を行っている【業務への関わり方】」など、計画策定への貢献度がわかるよう具体的に担当業務について記述して下さい。 |  |
| 事業名 |  |  |
| 事業主体名 |  |  |
| 実施期間 | 　年　　月　～　　　　　　年　　月（　 　か年度） |  |
| 実施地域 |  |  |
| 対象鳥獣 |  |  |
| 実施時の所属・役職 |  |  |
| 委嘱された場合は、各事業について、委嘱状のコピーを添付してください。 |  |
| 備考 | ・当該様式は、適宜コピーして追加してよい。・事業の対象となった鳥獣の種類を明記すること。・検討委員等に委嘱された場合は、委嘱状のコピーを添付すること。 |

課題小論文用原稿用紙（手書用）

＊

募集要項にある専門分野ごとのテーマに沿って、1,500字以上2,000字以内で記述して下さい。

総字数　　　　字　　 専門分野　　鳥獣保護管理プランナー

論文タイトル

総字数、専門分野、論文タイトルを記入して下さい。

氏名は記入しないでください。

１，５００字以上２，０００字以内にまとめてください。

句読点は字数に含めます。図やグラフは字数に含めず、別添扱いとし、小論文の最後に添付して下さい。

知見審査では、以下の観点から審査を行います。

・読み手に伝わるわかりやすい表現となっているか。

・文字数の極端な過不足はないか。

・明らかな違法行為と読み取れる内容が含まれていないか。

・野生鳥獣の保護・管理の現状についての基本的な理解ができているか。

・鳥獣保護管理法、基本方針、鳥獣保護管理事業計画、特定計画についての基本的な理解と、従事する鳥獣保護管理に関する計画等について理解できているか。

・順応的管理のあり方について述べられているか。

・鳥獣保護管理の基本的な３本柱（個体群管理、被害防除、生息地管理）のうち１つ以上について正しく述べられているか。

・自らが関わった鳥獣保護管理に関する計画などの課題がわかりやすく整理されているか。

・課題に対して、適切に対処したかどうか述べられているか。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２０×２０）

**知見審査（小論文）の書き方ポイント**

知見審査では各専門分野で指定されたテーマに沿った課題小論文を提出していただきます。

各テーマをよく確認し、鳥獣保護管理を実施する上で必要とされる事項について、具体的な課題や対応等について記述してください。ここでは、各専門分野の知見審査の書き方のポイントをまとめます。小論文を作成する際の参考にしてください。

鳥獣保護管理プランナー

* 読み手に伝わるわかりやすい表現となっているか
* 文字数の極端な過不足はないか
* 明らかな違法行為と読み取れる内容が含まれていないか
* 野生鳥獣の保護・管理の現状について基本的な理解ができているか
* 鳥獣保護管理法、基本方針、鳥獣保護管理事業計画、特定計画についての基本的な理解と、従事する鳥獣保護管理に関する計画等について正しく理解できているか
* 順応的管理のあり方について述べられているか
* 鳥獣保護管理の基本的な３本柱（個体群管理、被害防除、生息地管理）のうち１つ以上について詳しく述べられているか
* あなたが携わった鳥獣保護管理に関する計画について、事業の背景や計画策定あるいは改定における課題が述べられているか
* 個体群管理や被害防除、生息地管理等に関する理解に基づいて、あなたがどのような立場で課題に対処したかを具体的に述べられているか

提出書類チェックシート

**提出書類チェックシート**

◎申請書類に不備や不足がある場合は無効となることがあります。

・提出書類に不備や不足がないよう、郵送する前に必ず下記の表を利用して御確認下さい。

・特にコピー部数の不足が多く見られますので注意して下さい。

・原本は片面コピーで作成してください。

・副本のうち、提出書類①～③は両面コピー可ですが、提出書類④（小論文）は片面コピーで作成してください

・ホッチキス、感熱紙は使用しないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 書類の種類 | 必要部数 | チェック欄☑ |
| ① | 申請書 | 原本１部 | □ |
| 副本３部 | □ |
| ② | 申請書添付資料（別紙１－１）＜専門分野ごとに異なる＞ | 原本１部 | □ |
| 副本３部 | □ |
| ③ | 別紙１－１に関連する委嘱を受けた各業務の委嘱状コピー | 原本の写し１部 | □ |
| 副本３部 | □ |
| ④ | 課題小論文または連携する民間資格・認証制度の証明書類のコピー | 原本１部 | □ |
| 副本３部 | □ |
| ⑤ | 審査結果通知用封筒（長形３号封筒に申請者の連絡先、氏名を記入し、84円切手を貼付してください。） | １部 | □ |

※番号①～④の原本を１セット、副本を３セットにまとめてご提出下さい。